

第1章 公的年金の概要

1 考え方・仕組

公的年金は、老後を始め、障害や死亡の場合の所得保障を図るものである。現在、我が国では、現役世代の保険料により現在の高齢者の年金給付を支え、現役世代が将来高齢者となったときには、次の世代の保険料によって年金給付を受けるという考え方を基本としている。

2 種類

公的年金は、現在、国民年金と厚生年金保険、さらに国家公務員共済組合、地方公務員共済組合、私立学校教職員共済制度の3つの共済年金から成る。かつては日本鉄道共済組合、日本たばこ産業共済組合、日本電信電話共済組合による共済年金（旧三公社共済年金）、農林漁業団体職員共済組合による共済年金があったが、平成9年4月に旧三公社共済年金が、それぞれ厚生年金保険に統合され、さらに平成14年4月には、農林漁業団体職員共済組合による共済年金が厚生年金保険に統合されている。本報告書は平成13年度までの状況を取りまとめており、農林漁業団体職員共済組合による共済年金も含めたものとしている。以下、国民年金、厚生年金保険及び4種類の共済年金のことをそれぞれ「国民年金」、「厚生年金」、「国共済」、「地共済」、「私学共済」、「農林年金」と呼ぶことにする。厚生年金以下の各年金は、被用者を被保険者とする年金で、被用者年金と総称する。

3 体系（国民年金と被用者年金との関係）

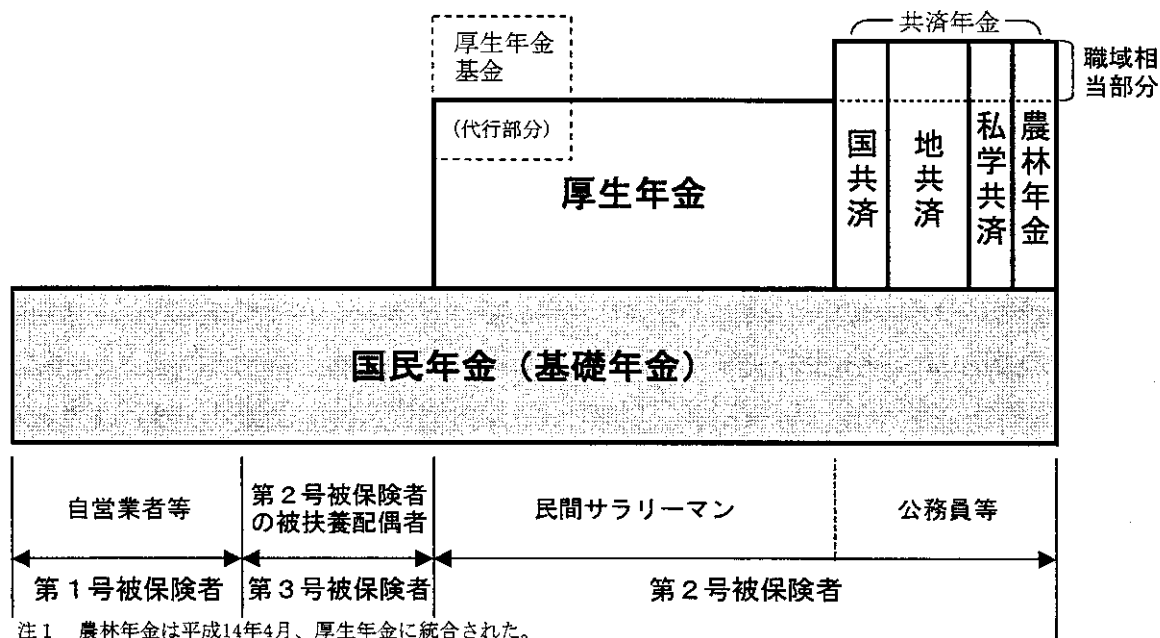
公的年金の体系は図で示すと、次頁のとおりである（図1）。

公的年金のうち国民年金は、全国民共通の「基礎年金」の制度である。被用者年金各制度の被保険者は国民年金の第2号被保険者となり[※]、その被扶養配偶者（20歳以上60歳未満の者に限る。）は同第3号被保険者となる。第2号、第3号被保険者のいずれにも該当しない者、例えば自営業者とその配偶者、家族従業者、無職の者などで20歳以上60歳未満の者は第1号被保険者となる。そして原則として65歳到達以後、老齢基礎年金を受給する。また、被用者年金制度の被保険者期間を有する者は、当該被用者年金の支給開始年齢到達以後、基礎年金とは別に当該被用者年金も併せて受給

する。なお、国民年金には基礎年金以外に付加年金や寡婦年金といった独自給付がある。

注 65歳以上の者にあつては、老齢・退職年金の受給権を有さない者に限られる。

図1 公的年金の体系



注1 農林年金は平成14年4月、厚生年金に統合された。

注2 厚生年金基金は老齢厚生年金の一部を国に代わって支給する（図中「代行部分」）。

4 一元化の推進

公的年金については、現在、就業構造の変化、制度の成熟化の進展等に対応し安定化と公平化を図るため、一元化の推進が図られている（平成13年3月16日付け閣議決定「公的年金制度の一元化の推進について」）。具体的には、財政単位の拡大及び共通部分についての費用負担の平準化を図ることを基本として、統一的な枠組みの形成を推進することとされている。先に述べた平成14年4月の農林年金の厚生年金への統合などは、一元化推進の一環である。現在も上記閣議決定に従い、国共済と地共済については財政単位の一元化が、私学共済については保険料引上げの前倒しなどが、関係者で検討されている。

5 財政方式

公的年金は、先に述べたように、現役世代の保険料負担で高齢者世代を支えるという世代間扶養（賦課方式）の考え方を基本として運営されており、年金給付を行うために必要な資金をあらかじめすべて積み立てておくという考え方は採られていない。

しかし、少子高齢化が急速に進行しており、現役世代の保険料のみで年金給付を賄うことにすると、後世代の保険料負担の急増は避けられない。そこで、一定の積立金を保有し、その運用収入を活用することにより、将来世代の負担を軽減することとなっている。

具体的には、各制度とも、将来にわたり保険料収入と積立金からの運用収入（及び国庫・公経済負担）で年金給付費が賄えるように、保険料率（国民年金は保険料）の計画を立てている。その際、保険料収入、積立金、運用収入、年金給付費等の将来見通しを立て、収支が均衡することを確認している。

(参考)

図2は厚生年金の場合について、積立金の運用収入も活用して年金給付費を賄う現行方式の保険料率計画（実線）と、積立金を保有せず、現役世代から集めた保険料のみで賄う完全賦課方式とした場合の保険料率将来見通し（点線）を比較したものである。現行方式の方が、将来の保険料負担が軽減されていることがわかる。

